

鬼姫山城砦村領有権販売規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、会員登録済みの鬼姫狂徒（以下、乙とします）に対して、次に定める条項の通り、鬼姫山城砦村領有権販売規約を定めます。

第1条（目的）

甲は、同人結社鬼姫狂（以下、当結社とします）が実現を構想している直営の映画撮影所兼観光公園「鬼姫山城砦村」（以下、当該施設とします）のための土地建物の取得費及び維持費を確保することを目的として、乙に対して「領有権」を設定し、これを定額かつ継続的に販売します。

第2条（施設の概要）

当該施設は、主として、甲が企画制作する空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズ（派生として現代劇や未来劇を含みます）の実写映画版の撮影をするためのものであり、民間伝承を主題とする実写映画に特化した、農村と山城を中心とする原野山林型の映画撮影所となります。

第3条（施設の区画）

当該施設は、映画撮影のために、以下のように区画を整備します。

- 農村区画（古民家、田畑、溜池、水路、街道、草地、竹林、雑木林）
- 山城区画（空堀、土塁、石垣、城門、櫓、倉庫、居館）
- 寺社区画（鬼姫神社、阿弥陀堂、武道場、架空墓）
- 馬場区画（馬小屋、広場）

第4条（領有権）

領有権は、当該施設に入城するために必須となる権利であり、乙に対して以下のような権利が付与されます。

- 土地建物共同利用権
- 劇用馬共同利用権
- 甲冑武器共同利用権

- (4) 格安入城権
- (5) 建築記念碑刻名権

2 土地建物の登記上の所有権及び劇用馬、甲冑武器の所有権は甲に帰属するものとします。

第5条（購入資格）

領有権の購入資格は、以下の通りとします。

- (1) 当結社に登録済みの鬼姫狂徒であること
- (2) 時代劇映画が好きで、城砦や農村や寺社などの歴史風景が好きなこと
- (3) 武士、忍者、義賊、侠客が好きなこと
- (4) 鎧兜、刀剣、古式銃が好きなこと
- (5) 馬に興味があること
- (6) 自分で映画を撮ってみたい、映画に出てみたいこと

第6条（募集定員）

領有権の募集定員は、10,000名程度とします。但し、上限の制限はしないものとします。

第7条（料金）

領有権の購入にかかる料金は、月額1,000円（税込）とします。

第8条（支払方法）

料金の支払いは月額制と年額制を設け、乙の所有する銀行口座からいずれかの方法で自動引き落としとするものとします。

第9条（購入期間）

領有権の購入期間は、原則として10年間を1単位とし、当該施設の運営計画が存続する限りにおいて10年ごとに自動更新するものとします。

第10条（領有権の譲渡）

乙は、原則として第三者に領有権を譲渡できないものとします。但し、乙の相続人については、甲に対して領有権の名義人変更手続きをすることによって領有権を譲渡することが

できるものとしします。

第 11 条（同伴入城）

乙は、自らの家族又は友人を、同伴のもとで入城させることができるものとしします。

第 12 条（建設規模の拡大と縮小）

甲は、領有権の販売額の実態に応じて、当該施設の建設規模の拡大又は縮小をすることができ、乙は、建設規模について不服を申し立てないものとしします。

第 13 条（不可抗力）

戦争、武力衝突、政変、革命、自然災害等、予測不可能な事態によって本規約の履行が不可能になった場合、甲乙共にこれを放棄することができるものとしします。

第 14 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国法令としします。

第 15 条（合意管轄裁判所）

本規約の内容について甲乙間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第 16 条（規約内容の変更）

甲は、当結社の運営のために本規約の内容を変更することが必要な場合、いつでも変更することができるものとしします。

以上の内容の通り、甲乙との間で鬼姫山城砦村領有権販売規約を締結しします。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

令和 2 年 10 月 27 日 作成